

1. マニフェスト制度とは…(ii)

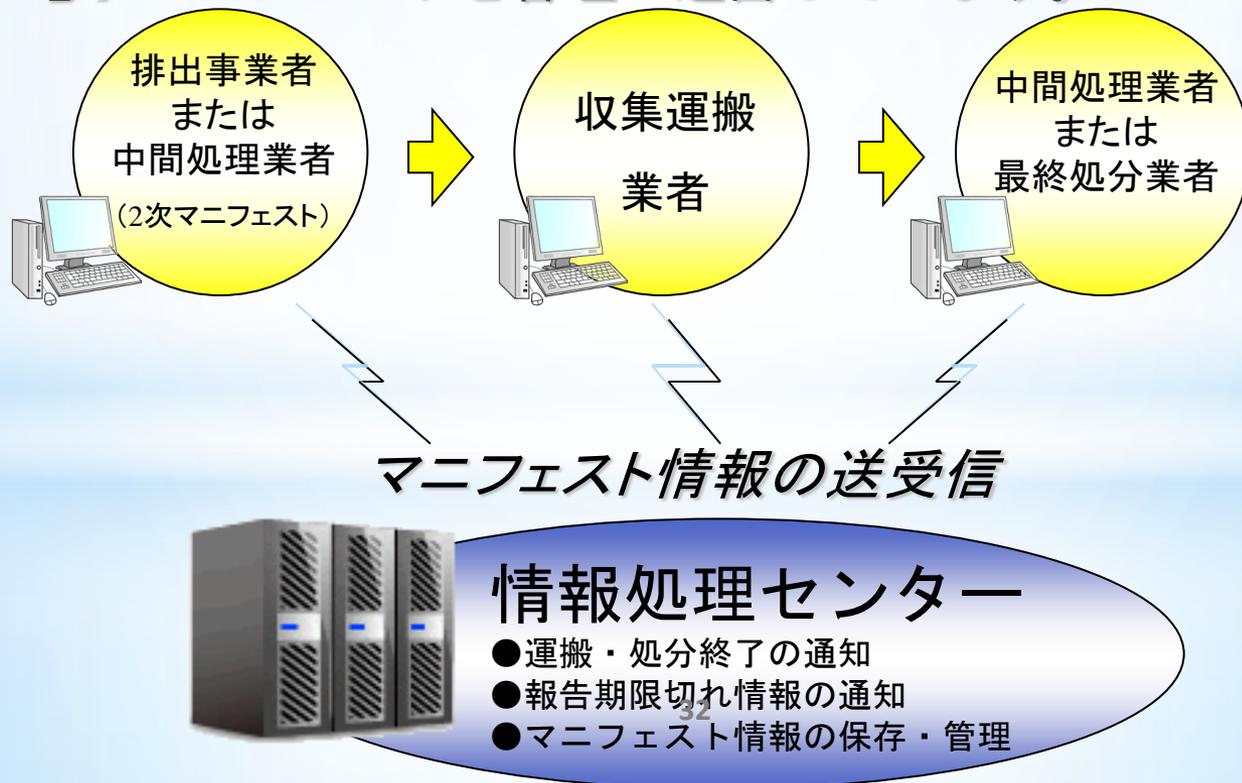
(産業廃棄物管理票制度)

マニフェスト制度は、平成10年12月よりすべての産業廃棄物に義務付けられています(電子マニフェストも平成10年12月に制度化)。

年月	経緯
平成5年4月	特別管理産業廃棄物にマニフェストの使用の義務化
平成10年12月	すべての産業廃棄物にマニフェストの使用の義務化、電子マニフェストの制度化
平成13年4月	マニフェストによる最終処分終了報告の確認を義務付け
平成17年10月	マニフェストに関する罰則の強化(50万円以下の罰金→6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金)
平成22年4月	紙マニフェストの保存義務の拡大(排出事業者の控え(A票)にも5年間の保存義務)

2. 電子マニフェストとは:::(i)

- 電子マニフェストは、排出、収集、処分の3者間で、紙のやりとりの代わりに、パソコンを使って、電子情報をやりとりします（情報処理センターを介して、マニフェスト情報をやりとりします）。
- 廃棄物処理法第13条の2に基づき、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが環境大臣より全国で唯一の「情報処理センター」として指定され、電子マニフェストを管理・運営しています。



2. 電子マニフェストとは・・・(ii)

電子マニフェスト(Web方式)の操作は、すべて専用のホームページ上で行います。

ログイン
加入者番号(半角入力)
パスワード(半角入力)
ログイン
システム稼働中です

システム稼働状況
デモシステムログイン
デモシステム申込
操作手冊書
各種申請一覧
よくあるご質問
パスワードのお問合せ
お問い合わせ
システム改善要望
JWNETホームページ

ご注意事項!!

- 30分以上操作をしないまま放置をすると、入力中の情報は無効になります。
- ブラウザの「戻る」ボタンを使用すると、それまで入力された情報が消えてしまいます。
- 入力中に他のメニューボタンを押すと、入力した情報が消えてしまいます。
- 作業が終了したら、必ず「ログアウト」をしてください。ブラウザの[×]ボタンで画面を閉じない。

新着情報

2012/02/03

- 電子マニフェストシステム加入契約更新(平成24年度)のお知らせ
次年度の加入契約について、平成24年4月1日に、平成24年度の契約が自動更新されます。
解約される場合は、2月29日(水)までに解約申込書をご提出してください。
詳細はこちらをご覧ください。

2012/01/16

- ホームページのセキュリティ証明書更新手続き完了のお知らせ
平成24年1月13日にお知らせしました、セキュリティ証明書の更新手続きが完了しました。

電子マニフェストシステム (排出事業者)

加入者番号 1500204 加入者名称 株式会社森原建設 ログイン時刻 2012/02/06 11:14:19 v1.215

トップページ ヘルプ ログアウト

パターン選択

排出情報

引渡し日 2012/02/06 (yyyy/MM/dd) 引渡し担当者 登録担当者

排出事業場
コード コード取得 再集約追加
名称
連絡番号1 連絡番号2 連絡番号3

産業廃棄物情報 追加

No.	編集	削除	廃棄物の種類	廃棄物の大分類	廃棄物の名称	廃棄物の数量	荷姿	荷姿の数量	数量の確定者	有害物質
-----	----	----	--------	---------	--------	--------	----	-------	--------	------

運搬情報 追加

区分	編集	削除	自己	収集運搬業者	積替・保管施設	運搬方法	運搬担当者	車両番号	(再)自己	再委託収集運搬業者
----	----	----	----	--------	---------	------	-------	------	-------	-----------

処分情報

処分業者
処分事業場
処分方法 再生 中間 最終 (選択なし)
再委託先処分業者

最終処分の場所 追加

No.	削除	最終処分事業場	郵便番号	所在地	電話番号
-----	----	---------	------	-----	------

備考

備考1 備考2
備考3 備考4
備考5

パターン名称: 登録内容をパターンに追加 続けて入力 入力完了 キャンセルして一覧画面へ

3. 電子マニフェストのアクセス方法

情報処理センターへのアクセス方法は、Web方式、EDI方式があります。



インターネット



EDI方式によるデータ交換



●ウェブブラウザを利用 (Web方式)

- ・ウェブブラウザを利用してアクセスします
- ・利用推奨環境は、OSはWindows XP SP3以降・vista・7、ブラウザはInternet Explorer 8~9 (MACを使用する場合はOSはMAC OS X 10.6.2、ブラウザはSafari 4.0.4)
- ・複数の端末機からアクセス可能
- ・簡単な操作で登録・報告が可能



●携帯電話 (ケイタイ方式) での利用

- ・携帯電話のWeb機能を使って、データ登録・照会等が可能
- ・Web方式との併用が必要 (基本設定 (初期設定) はパソコンの利用が必要)

●加入者独自のシステムを利用 (EDI方式)

- ・加入者独自 (自社開発) のシステムより電子マニフェストを利用する方式 (データの送受信のみを行う)
- ・加入者が利用しやすいシステムを構築可能
- ・ASP事業者の提供するシステムを利用可能

※1 EDIとは異なる組織間で、取引のためのメッセージを、通信回線を介して標準的な規約を用いて、コンピュータ間で交換すること。

※2 EDI方式をご利用の場合は「EDI版接続仕様書」に基づいたシステムの構築が必要 (詳細はJWNETホームページの「EDI版のご案内」を参照)

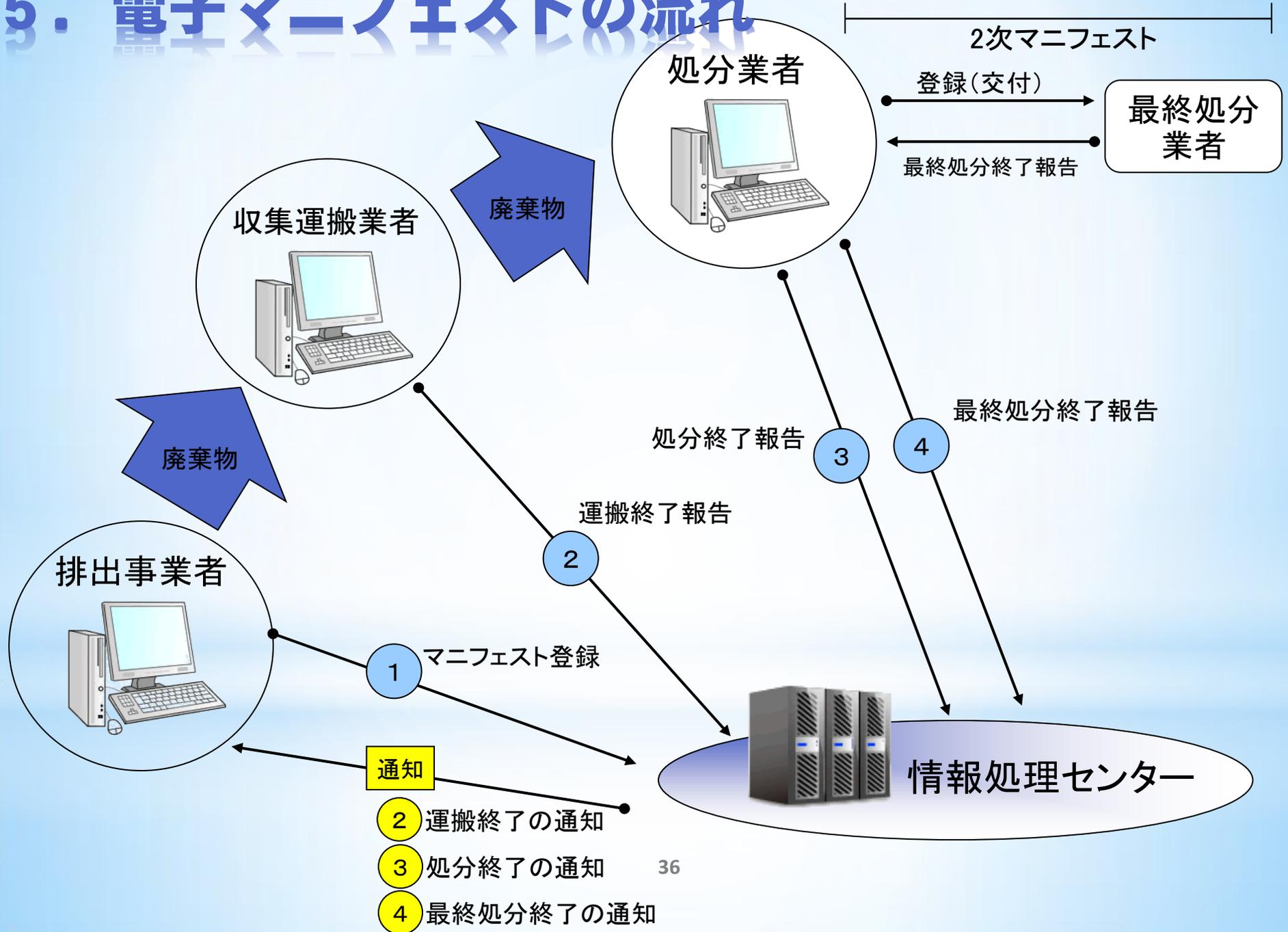
4. 電子マニフェストの導入に必要なもの

①排出、収集、処分の3者が電子マニフェストを使用することが必要

②インターネットを使用できるパソコン

(Windows XP SP3以降・vista・7、IE8~9等)があれば、
電子マニフェスト(Web方式)を使用可能

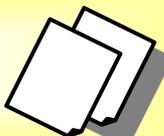
5. 電子 manifests の流れ



- ② 運搬終了の通知
- ③ 処分終了の通知
- ④ 最終処分終了の通知

6. 電子 manifests の運用ケース



運用 ケース	排出 事業者	収集運搬 業者	中間処理業者		収集運搬 業者	最終処分 業者
			処分受託者	処分委託者		
I	電子 manifests 					
II	電子 manifests 			紙 manifests 		
III	紙 manifests 			電子 manifests 		
IV	電子 manifests 			—		

7. 電子マニフェストと紙マニフェスト の運用（法規制）の比較

① 排出事業者

項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
マニフェストの交付・登録	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物を収集運搬業者または処分業者に引渡した日から、<u>3日以内</u>にマニフェスト情報を情報処理センターに登録 ○廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに登録 <p>※ 3日以内とは、廃棄物を引渡した日を含まない。以下、同様。</p>	<p>廃棄物を収集運搬業者または処分業者に<u>引渡すと同時に</u>、マニフェストを廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに交付</p>
処理終了確認	<p>情報処理センターからの運搬終了報告、中間処理終了報告、最終処分終了報告の<u>通知（電子メール等）</u>や一覧表により確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○運搬終了報告：B2票とA票を<u>照合して確認</u> ○処分終了報告：D票とA票を<u>照合して確認</u> ○最終処分終了報告：E票とA票を<u>照合して確認</u>
マニフェストの保存	<p>マニフェストの<u>保存が不要</u> (情報処理センターは、マニフェスト情報を保存)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○交付したマニフェストA票を5年間保存 ○収集運搬業者及び処分業者より送付されてきたB2票、D票、E票を5年間保存
産業廃棄物管理票交付等状況報告	<p>情報処理センターが都道府県・政令市に報告するため、排出事業者からの<u>報告は不要</u></p>	<p>報告書を作成し、都道府県・政令市に<u>自ら報告書</u>を提出</p>

② 収集運搬業者

項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
運搬終了報告	運搬終了日から <u>3日以内</u> に、運搬担当者の氏名、運搬終了日、マニフェスト番号を情報処理センターに報告	運搬終了日から <u>10日以内</u> に、運搬受託者の氏名または名称、運搬担当者の氏名、運搬終了日を記載したマニフェストの写し(B2票)を、排出事業者に送付
マニフェストの保存	マニフェストの 保存が不要 (情報処理センターは、マニフェスト情報を保存)	処分業者より送付された <u>C2票を5年間保存</u>

③ 処分業者

項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
処分終了報告	処分終了日から <u>3日以内</u> に、処分担当者の氏名、処分終了日、マニフェスト番号を情報処理センターに報告	処分終了日から <u>10日以内</u> に、処分受託者の氏名または名称、処分担当者の氏名、処分終了日を記載したマニフェストの写しを、排出事業者に送付
マニフェストの保存	マニフェストの 保存が不要 (情報処理センターは、マニフェスト情報を保存)	<u>C1票を5年間保存</u>

8. 電子マニフェストの導入のメリット

一般に電子化のメリットは、「情報共有」と「情報伝達の効率化」が挙げられます。

電子マニフェストを導入した場合、「情報共有」と「情報伝達の効率化」の効果があり、事務処理の効率化による負担軽減をはじめ、主に以下のメリットがあります。

<主なメリット>

(1) 事務処理の効率化(事務負担の軽減)

(2) 法令遵守(コンプライアンス)

(3) データの透明性

① 情報管理の合理化による事務負担の軽減 (i)



□ 操作が簡単で、手間がかからない

(紙マニフェストは、手書きやパソコンで入力した場合もプリンターで印字することが必要。

電子マニフェストは一覧からの選択や、あらかじめ登録した入力パターンを使用して簡単に入力可能。入力したマニフェスト情報はボタン一つで情報処理センターに送信(印刷の手間、廃棄物の引渡しと同時に処理業者に伝票を手渡す手間を軽減))

□ 廃棄物の処理状況の確認が容易

(終了報告の確認は、控え(A票)と返ってきた伝票(B2票、D票、E票)を一枚、一枚付け合わせしなくても、システムで自動的に照合。終了報告通知(電子メール)や一覧表等で終了報告の有無を容易に確認可能)

□ マニフェストの保存が不要

(保存の手間や保管スペースの確保の手間がかからない)

① 情報管理の合理化による事務負担の軽減 (ii)



□ 終了報告の返送の手間を省くことができる

(運搬終了、処分終了報告の返送は、郵送や持参をしなくても、ボタン一つで排出事業者へ情報を送信)

□ 過去に登録したマニフェスト情報を容易に照会

(過去5年間のマニフェスト情報はすぐに検索し、呼び出すことが可能。紙マニフェストのように、保管場所から探し出す必要がない)

□ 照会したマニフェスト情報のダウンロード(集計・加工)が可能

(CSVデータを活用してアップロード、ダウンロードが可能。ダウンロードしたデータを帳簿や実績報告の作成等、各種集計に使用可能)

□ 産業廃棄物管理票交付等状況報告が不要

(電子マニフェスト利用分は、情報処理センターが都道府県等に報告するため、排出事業者自らが報告する必要はない)

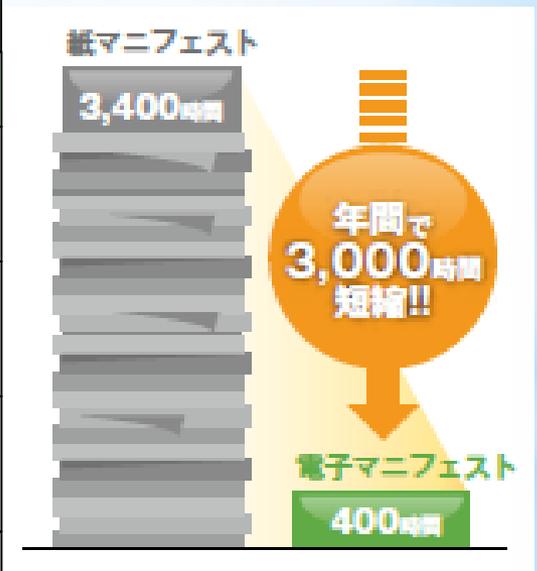
電子マニフェストと紙マニフェストの 事務処理費用の比較（例）

●M社（製造業）における電子マニフェスト導入効果例

M社グループ全体（30社）で、3,000時間/年、約1,000万円/年の削減

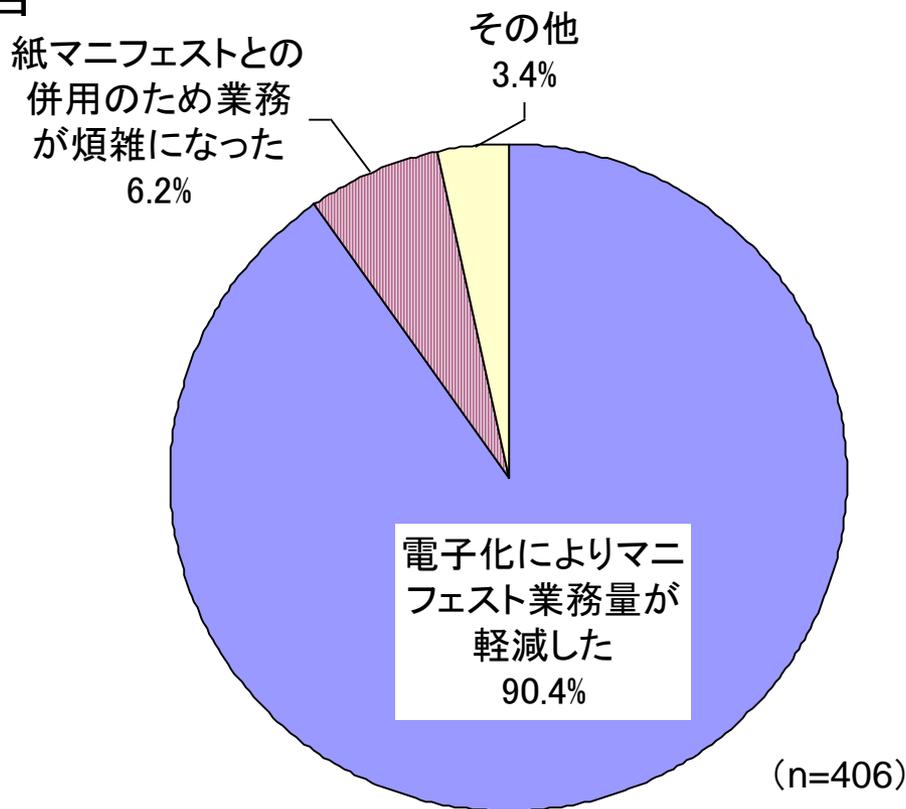
紙マニフェスト運用の労務工程	
業務	時間
①紙マニフェスト 発行業務	2,600
②紙マニフェスト 管理業務	500
③紙マニフェスト 交付等状況報告業務	300
合計	3,400

電子マニフェスト運用の労務工程	
業務	時間
①電子マニフェスト 発行業務	250
②電子マニフェスト 管理業務	150
③電子マニフェスト 登録等状況報告業務	0
合計	400



電子manifesto導入による事務負担軽減効果

9割以上の方が電子manifestoの導入により業務量が軽減したと回答



出典: 電子manifestoを使用している排出事業者1,000ヶ所を対象に、平成24年3月に日本産業廃棄物処理振興センターが実施した「電子manifestoの使用状況に関するアンケート調査結果」(回答率43%)より

※ 本調査結果は、当センターのHP
(http://www.jwnet.or.jp/jwnet/pdf/jwnet_questionnaire_results_201204.pdf)に掲載。

マニフェスト情報の照会（終了報告の確認）

電子マニフェストシステム（排出事業者）

加入者名称 ログイン時刻 2012/09/12 10:31:09 v1.3.6S

トップページ ヘルプ ログアウト

マニフェスト情報の照会一覧 (合計件数: 9件)

1 / 1ページ ページを 500件 表示

照会結果一覧

No	一括選択	登録の状態	報告期限	マニフェスト番号	運搬	処分	最終	連絡番号1	連絡番号2	連絡番号3	引渡し日	廃棄物の大分類名称
1	<input type="checkbox"/>	登録		70000895278	●						2011/12/02	廃プラスチック類
2	<input type="checkbox"/>	登録		70000895289	●	●					2011/12/02	廃プラスチック類
3	<input type="checkbox"/>	登録		70000895290	●	●	●				2011/12/02	廃プラスチック類
4	<input type="checkbox"/>	登録	期限切れ	70000898057							2011/06/01	廃プラスチック類
5	<input type="checkbox"/>	登録		70000900792		●	●				2012/02/21	特定産業廃棄物
6	<input type="checkbox"/>	登録	期限切れ	70000900848	●	●					2012/02/21	シュレッターダスト
7	<input type="checkbox"/>	登録		70000911165	●	●	●				2012/04/10	廃プラスチック類
8	<input type="checkbox"/>	登録		70000916867	●						2012/06/08	がれき類(工作物の新築、改築又は除去)
9	<input type="checkbox"/>	登録		70000916878							2012/06/08	がれき類(工作物の新築、改築又は除去)

戻る 受渡確認票印刷 一覧表印刷 マニフェスト情報照会結果項目(402項目) CSV保存

▲ページトップ

終了報告が返っている場合は「●」で表示。